

電離放射線障害の業務上外に関する検討会（非公開）について

- 「電離放射線障害の業務上外に関する検討会」(座長:量子科学技術研究開発機構 明石真言)では、東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者に発症した甲状腺がんの労災請求がなされたことを受け、甲状腺がんが業務によるものかどうか、検討を行った。
- 甲状腺がんと放射線被ばくに関する医学的知見については、平成28年12月に報告書を取りまとめたところであり、その報告書を踏まえた甲状腺がんと放射線被ばくに関する当面の労災補償の考え方にに基づき業務上外を判断することが適当。
甲状腺がんと放射線被ばくに関する当面の労災補償の考え方は以下のとおり。
 - ①被ばく線量が100mSv以上であること
 - ②放射線被ばくからがん発症までの期間が5年以上あること
 - ③リスクファクターとして、放射線被ばく以外の要因(甲状腺刺激ホルモンのレベル上昇等)についても考慮する必要がある

検討会の検討結果について

- 検討結果 東京電力福島第一原発事故後の作業従事者に発症した甲状腺がんについて業務上との結論。(平成30年12月5日開催)

労災認定された事案について

- 労働者は50歳代の男性。
- 平成5年11月～平成23年3月のうち約11年、放射線業務に従事。
(東電福島第一原発事故後は緊急作業に従事)
- 被ばく線量 約108mSv [うち事故後の作業:約100mSv(緊急作業)]
- 東電福島第一原発等において電気設備の保全業務に従事し、東電福島第一原発事故後は、東電福島第一原発構内における電気設備関連工事の施工管理業務等に従事。
- 緊急作業時には防護服・全面マスク等を着用。

東京電力福島第一原発事故後の作業従事者の労災認定状況

- これまでに労災認定された東電福島第一原発事故後の作業従事者に発症した疾病は、白血病3件、甲状腺がん1件、肺がん1件。

緊急作業従事者への労災補償制度の周知について

- 緊急作業従事者(約2万人)に対し、平成24年度から電離放射線被ばくによる疾病等の労災補償に関するリーフレットを5回、直接送付している。

※ 以上については、緊急作業従事者に労災認定要件を満たせば労災補償が受けられること等を周知する観点から、請求人の同意があり公表するもの。